

鴨川市年齢 60 年に達する職員に対する情報の提供及び勤務の意思の確認に関する要綱を次のように定める。

令和 5 年 3 月 31 日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市訓令第 3 号

鴨川市年齢 60 年に達する職員に対する情報の提供及び勤務の意思の確認に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、年齢 60 年に達する職員に対する鴨川市職員の定年等に関する条例（平成 17 年鴨川市条例第 29 号。以下「条例」という。）附則第 5 項の規定による任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報の提供（以下「情報の提供」という。）及び同項の規定による勤務の意思の確認（以下「勤務の意思の確認」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(任命権者)

第 2 条 条例附則第 5 項の任命権者には、併任に係る職の任命権者は含まれないものとする。

(情報の提供及び勤務の意思の確認を行う時期)

第 3 条 年齢 60 年に達する日の属する年度の前年度に条例附則第 5 項の規定による情報の提供及び勤務の意思の確認を行うことができない職員として同項に定める職員に対する情報の提供及び勤務の意思の確認は、同項に定める期間内に、できる限り速やかに行うものとする。

(情報の提供)

第 4 条 条例附則第 5 項の規定により職員に提供する情報は、次に掲げる情報（第 1 号、第 3 号及び第 4 号に掲げる情報にあっては、当該職員が年齢 60 年に達した日以後に適用される措置に関する情報に限る。）とする。

- (1) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 28 条の 2 から第 28 条の 5 までの規定による管理監督職勤務上限年齢による降任等に関する情報
- (2) 定年前再任用短時間勤務職員（条例第 12 条又は第 13 条第 1 項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の任用に関する情報
- (3) 年齢 60 年に達した日後における最初の 4 月 1 日以後の当該職員の給料月額を引き下げる給与に関する特例措置に関する情報
- (4) 当該職員が年齢 60 年に達した日から定年に達する日の前日までの間に非違によることなく退職をした場合における退職手当の基本額を当該職員が当該退職をした日に法第 28 条の 6 第 1 項の規定により退職をしたものと仮定した場合における額と同額とする退職手当に関する特例措置に関する情報
- (5) 前各号に掲げるもののほか、勤務の意思を確認するため必要であると任命権者が認める情報

(勤務の意思の確認)

第 5 条 任命権者は、条例附則第 5 項の規定により職員の勤務の意思を確認する場合は、そのための期間を十分に確保するよう努めなければならない。

2 勤務の意思の確認においては、次に掲げる事項を確認するものとする。

- (1) 引き続き常時勤務を要する職を占める職員として勤務する意思
 - (2) 年齢60年に達する日以後の退職の意思
 - (3) 定年前再任用短時間勤務職員として勤務する意向
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、任命権者が必要と認める事項
- 3 前項各号に掲げる事項を職員に確認するに当たっては、勤務の意思の確認書(別記様式)を職員に提出させることにより行うものとする。
- (その他)

第6条 この訓令に定めるもののほか、情報の提供及び勤務の意思の確認の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

別記様式（第5条関係）

勤務の意思の確認書

年 月 日

(宛て)

鴨川市長

所属

氏名

鴨川市年齢 60 年に達する職員に対する情報の提供及び勤務の意思の確認に関する要綱
第 5 条第 3 項の規定により、下記のとおり提出します。

記

60 歳以後の勤務について (該当を○印で囲む。)	1 60 歳以後も常時勤務を希望する。
	2 60 歳で退職する。(退職後は勤務しない。)
	3 60 歳で退職し、定年前再任用短時間勤務を希望する。 原則、7 時間 45 分×3 日とします。 ただし、特別の事情がある場合には、以下に記入してください。 (週 23 時間 15 分以内) (1 週 日 1 日 時間 分)
希望部署	第 1 希望 (課) 第 2 希望 (課) 第 3 希望 (課)
在職中経験した主な業務	
健康状態 (該当を○印で囲む。)	1 良好 2 普通 3 不良 (現在、持病、通院等あれば記入してください。)
	(事務執行上考慮してほしい事項)
所有する資格・免許等	
特記事項	